

**【令和7年1月28日に発生した流域下水道管の破損に起因する  
道路陥没事故により被害を受けられた皆様へ】**

令和7年1月28日に発生した流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

この度の災害に伴い、マイナ保険証又は資格確認書等（有効期間内の従来の保険証含む）を紛失あるいはご自宅に残したまま避難したため、お手元にマイナ保険証等がない場合であっても、医療機関の窓口で、

- 氏名
- 生年月日
- 連絡先（電話番号）
- お勤め先の事業所名

を申し出ることにより、医療機関で受診することができます。

※ 本取扱いに該当する地域については、[内閣府ホームページ（災害救助法の適用状況）](#)からご確認ください。